

令和2年2月24日

新型コロナウイルス感染症に係るリアン文京の対応について

厚生労働省および東京都福祉保険局の通知を受け、リアン文京として新型コロナウイルス感染拡大防止の措置を下記の通り実施することとします。

なお、詳細は厚生労働省 令和2年2月24日事務連絡「社会福祉施設等（入所・居住系サービスを除く）における感染拡大防止のための留意点について」「社会福祉施設等（入所・居住系サービスに限る）における感染症拡大防止のための留意点について」および東京都福祉保険局 令和2年2月25日事務連絡「社会福祉施設等における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための留意事項について」「別紙 社会福祉施設等における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための留意事項」によるものとし、以降発信される通知に準拠することとします。

1. 職員等は各自出勤前に体温を測定し、37.5℃以上の発熱等の症状が認められる場合には出勤しない。
2. 過去に発熱が認められた場合には解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで出勤しない。
3. 出勤時に計測した体温を申告し、管理者はそれを確認することを徹底する。
4. 委託業者等は玄関など限られた場所での受け渡しを行う。施設内に立ち入る場合は体温を計測し、発熱が認められる場合は入館を断る。
5. 送迎のある通所利用者は送迎車に乗車する直前に体温を計測し、発熱が認められる場合には利用をお断りする。また、施設到着後、職員により体温を計測し、体温が37.5℃以上ある場合は、利用中止。
6. 入所利用者に症状が認められた場合は、個室支援を行い、国の通知に沿って対応する。
7. 利用者・職員は不要・不急の外出を避け、密集した場所での活動を控える。
8. 感染が確定した場合、管理者は東京都、文京区等関係機関へ報告し、その指示を仰ぐ。
9. 職員等はマスク着用、消毒、手洗いなどの予防に努める。
10. 常時換気に留意する。
11. マスクに触れた際には必ず手を洗い、手指消毒を行うこと。

※職員等とは送迎・給食などの委託業者、ボランティア、実習生などを含みます。

※委託業者、納入業者など、他社に所属する方へマスクや消毒用品等消耗品の負担はいたしませんのでご協力をお願いいたします。

ただし入館時の手指消毒は施設で設置しますので必ず行ってください。

※発熱等とは37.5℃以上と呼吸器症状とします。